

ID: 57

担当部署: 健康福祉部 障害福祉課

処分の概要	手当の返還		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市心身障害者福祉手当条例 第11条		
例 規 番 号	平成13年条例第186号		
【根拠条文】 (手当の返還) 第11条 偽りその他不正の手段により手当を受けた者があるときは、市長は、当該手当をその者から返還させることができる。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日